

令和8年度地域おこし協力隊等採用支援業務
公募型プロポーザル実施要領

令和8年6月

北栄町

1 趣旨

この実施要領は、令和8年度地域おこし協力隊等採用支援業務（以下「本業務」という。）を委託するための公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものである。

本業務は、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）、過疎地域等における集落対策の推進要綱（総行応第57号、総行人第8号、総行過第11号）および地域活性化起業人制度推進要綱（令和3年3月30日付け総行応第78号）に基づく地域おこし協力隊、集落支援員および地域活性化起業人（以下、「地域おこし協力隊等」とする。）として、人口減少や高齢化等の進行が著しい本町において、地域力の維持・強化に資する人材を確保することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度地域おこし協力隊等採用支援業務

(2) 事業内容

別紙1「令和8年度地域おこし協力隊等採用支援業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(5) 業務委託料の上限額

3,000千円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

3 担当部署

北栄町企画財政課 政策企画室

所在地：〒689-2292 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1

電話：0858-37-5864 メール：kikaku@e-hokuei.net

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とし、町がその資格を認めたものとする。

- (1) 必要に応じて早急な訪問対応が可能な法人であること。
- (2) 営業窓口等の各担当者が同種業務又は類似業務の実施実績を有し、本業務の調達先となった場合に業務において的確な提案、アドバイス、必要な情報提供ができる能力を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平

成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。

(6) 公租公課を滞納していないこと。

(7) 公序良俗に反する利用を行う者でないこと。

5 スケジュール

項目	期日
公募の開始	令和8年6月5日（金）
質問の受付	令和8年6月5日（金）から 令和8年6月11日（木）正午まで
質問に対する回答	令和8年6月15日（月）まで
参加申込の受付期間	令和8年6月18日（木）まで
提案書受付期間	令和8年6月24日（水）まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年6月下旬～7月上旬【予定】
結果通知	令和8年6月下旬～7月上旬【予定】
契約締結	令和8年7月中【予定】

6 本要領及び仕様書に関する質問の受付及び回答

(1) 受付方法

「該当箇所」「質問内容」をメール本文に直接記入し、「**3 担当部署**」へ提出すること。

※件名を「【質問】地域おこし協力隊等採用支援業務プロポーザル」とすること。

※メール送信後は、必ず担当部署へ電話で連絡すること。

(2) 受付期間

令和8年6月5日（金）～令和8年6月11日（木）正午まで

(3) 回答方法

令和8年6月15日（月）までに、質問回答書としてとりまとめ、町ホームページ上に掲載する。

なお、回答にあたり質問をした者の社名又は名称等は明らかにしない。また、質問内容に事業者が特定されるものがある場合は、回答から除外することがある。

7 参加申込

(1) 提出書類及び提出期限等

提出書類	内容・備考	部数
ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）		1部提出
イ 業務実績調書（様式第2号）	※過去5年間における同種業務又は類似業務の実績について5件記載 ※業務実績調書に記載する実績における契約書等の写し（業務内容が示され契約相手方による実績を証明する書類でも可）を添付し提出すること。	1部提出
ウ 業務実施体制調書（様式第3号）		1部提出
エ 納税証明書	※申請者が法人である場合は法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明	1部提出
提出期限	令和8年6月18日（木）	

(2) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により「**3. 担当部署**」へ提出すること。持参の場合は土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで（最終日は正午まで）に提出すること。また、郵送の場合は配達証明付き書留郵便とし、提出期限内に必着のこと。

(3) 提出部数

原本1部とする。別途提出書類の写し（PDFファイル形式）をメールで提出すること。

8 提案書等作成

(1) 提出書類及び提出期限等

※ア～オまでの書類にそれぞれ見出しをつけてファイルに綴ること。

提出書類	内容・備考	部数
ア 企画提案書（様式第4号及び関係書類）	仕様書の各項目について具体的な提案内容を記載すること。	1部提出
イ 業務スケジュール（年間の進行管理案）		1部提出
ウ 会社概要（任意様式）		1部提出
エ 参考見積書（様式第5号及び内訳明細書）	※委託料上限額の範囲内で作成すること。	1部提出
提出期限	令和8年6月24日（水）	

(2) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により「**3. 担当部署**」へ提出すること。持参の場合は土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで（最終日は正午まで）に提出すること。また、郵送の場合は配達証明付き書留郵便とし、提出期限内に必着のこと。

(3) 提出部数

原本1部とする。別途提出書類の写し（PDFファイル形式）をメールで提出すること。

(4) 提案書作成内容

企画提案書は、A4版任意様式とし、仕様書の各項目について具体的な提案内容を記載すること。また、本業務の仕様書に定めのない業務、目的達成のために有効と思われる案があれば追加提案を行うこと。

9 プレゼンテーション及びヒアリング

令和8年6月下旬～7月上旬を予定。時間や場所等の詳細は別途通知する。実施時間は一提案者につき30分以内（説明20分、質疑10分）とし、1社の場合でも実施する。

10 説明会の有無

本プロポーザルに係る説明会は行わない。町が質問に回答することで必要な説明を行うものとする。

11 評価項目及び評価基準、配点

別紙2「評価要領」のとおり

12 契約の締結

仕様書及び北栄町財務規則に基づき優先候補者と協議を行い、契約を締結するものとする。ただし、優先候補者が「**4. 参加資格要件**」を満たさないと判明したとき、又はその他の理由により契約の締結が出来ない場合は、次点候補者と契約の協議を行うものとする。

13 失格となる提案者

- (1) 資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書の提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が委託料上限額を超えている場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 審査に対し不当な要求を申し入れた場合
- (7) 審査委員に個別に接触した場合

- (8) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (9) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査会が失格であると認められた場合

14 その他の事項

- (1) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。ただし、最優秀者の提案書に限り公表するものとする。
- (2) 参加申込書及び提案書は返却しない。
- (3) 参加申込書及び提案書は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した総括責任者・主任技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の責任者・技術者であるとの町の了解を得なければならない。